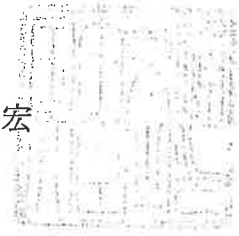


国自旅第330号
平成25年12月17日

運輸審議会
会長 上野文雄 殿

国土交通大臣 太田昭宏

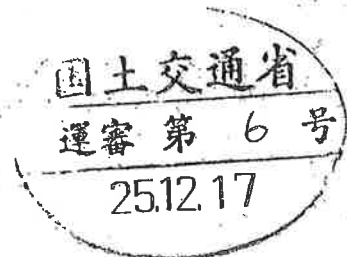


諮問書

道路運送法第88条の2の規定により、下記申請に係る処分に関し、
諮問する。

記

平成25年10月16日付け産バ計第26の1号による九州産交バス
株、平成25年10月16日付け産バス第26の5号による産交バス
株、平成25年10月31日付けによる熊本都市バス株、平成25
年11月5日付け熊鉄乗発第30号による熊本電気鉄道株、平成25
年11月8日付け熊本バス発第50号による熊本バス株からの一般乗
合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請のうち普通旅客運賃
に係る部分。



国土交通省



国運審第18号
平成26年1月30日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄



答 申 書

九州産交バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平25第5001号

平成25年12月17日付け国自旅第330号をもって諮問された上
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

九州産交バス株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率36円50銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.9倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.8倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、150円とする。

理 由

1. 申請者は、平成10年3月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少及び燃料費の高騰により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。

2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成26年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は2,844百万円、適正な運送原価は3,233百万円と推定され、差引き389百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は3,212百万円となり、差引き21百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

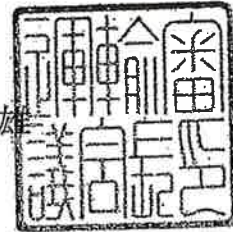
3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。



国運審第19号
平成26年1月30日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄



答 申 書

産交バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平25第5002号

平成25年12月17日付け国自旅第330号をもって諮問された上
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

産交バス株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率36円50銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.9倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.8倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、150円とする。

理 由

1. 申請者は、平成10年3月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少及び燃料費の高騰により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。

2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成26年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は2,530百万円、適正な運送原価は2,781百万円と推定され、差引き251百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は2,625百万円となり、差引き156百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。